

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 趣旨

業務上の事由又は通勤による負傷等により介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給している。

当該給付額に係る最高限度額及び最低保障額については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「被爆者援護法」という。）の介護手当の額との均衡を考慮して定めている。被爆者援護法の介護手当の額は、平成 22 年度の人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせ、平成 23 年度から 0.19%のマイナス改定を行う予定であることから、介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額を 2 に記載のとおり見直すこととする。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）の規定に基づき支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行うものである。

2 改正の内容

- (1) 労働者災害補償補保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>104,530 円</u> (104,730 円)	<u>56,720 円</u> (56,790 円)
随時介護を要する者	<u>52,270 円</u> (52,370 円)	<u>28,360 円</u> (28,400 円)

※（ ）内は現行額

- (2) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>104,530 円</u> (104,730 円)	<u>56,720 円</u> (56,790 円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,400 円</u> (78,550 円)	<u>42,540 円</u> (42,590 円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,270 円</u> (52,370 円)	<u>28,360 円</u> (28,400 円)

※（ ）内は現行額

3 施行日

平成 23 年 4 月 1 日